

回 答 書

令和 8 年 8 月 26 日

各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 財務会計・人事給与システム更新業務

質 疑 番 号	1	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ		図 面 番 号	
質 疑 内 容			
実施要項 P3 8 企画提案書等の提出 (2)提出書類 ②提出書類 様式4 業務体制表の再委託について、L G W A N - A S P を前提としているため、主要な部分の再委託が必要です。本事業においては原則止むを得ない場合として認めて頂くようお願いします。			
回 答			
本業務における主要な部分は、当市が新しい財務会計システム及び人事給与システムを利用できるように用意し、業務を執り行えるようにすることです。 この主要な部分を再委託することは認めません。 なお、ソフトウェアライセンスの販売・提供、及びクラウドサービス基盤の提供は、再委託には該当しません。 また、再委託を想定されている事業者と共同企業体（JV）として提案いただければ、各構成員が自ら担当する業務は再委託に該当しません。 ただし共同企業体として提案いただく場合は、実施要領 P7 11 提出先、問合せ先に記載しているアドレス宛に共同企業体として提案する予定であること記載したメールを送信し、到達確認のために電話連絡してください。電子メール及び電話連絡の期限は令和8年8月28日（金）正午とします。共同企業体として提案される事業者には、共同企業体協定書などの追加資料の提出を求めます。詳細は連絡のあった事業者にお伝えすることとし、その資料の提出期限は令和8年9月2日（水）正午です。			
質 疑 番 号	2	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ		図 面 番 号	
質 疑 内 容			
実施要項 P3 8 企画提案書等の提出 (2)提出書類②提出書類 様式6 担当技術者経歴書において、雇用関係を証する書類として健康保険証等の添付とありますが、健康保険証（マイナンバーカード）及び資格情報のお知らせ等には企業名の記載がありません。添付不要でよろしいでしょうか。			
回 答			
雇用関係を証明するため、本人氏名・企業名・雇用期間が分かるものを提出してください。 ※ 以下は提出資料の例です。 ※ 金額等を示す必要が無い項目は黒塗りして提出してください。 ・雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・給与所得の源泉徴収票（事業者名称が確認できるもの） 他にも次のような書類でも可とします。 ・住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書（直近のもの） ・後期高齢者医療被保険者証＋源泉徴収票 ・給与支払報告書 ・確定申告書			

質 疑 番 号	3	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ		図 面 番 号	
質 疑 内 容			
実施要項 P5 8 (2)2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）イ 出席者「業務体制表（様式4）」に記載された3名までとする。とありますが、統括責任者の他、各業務の専門知識を有する担当者、営業責任者を考慮すれば記載外も含め5～6名程度が出席させて頂きたくお願いします。			
回 答			
実施要領に記載しているとおり、出席者は3名までとします。 会場の配置等の都合のため、ご了承ください。 ただし、Web会議や音声通話などの手法で、遠隔地で待機する従業員に確認を求め、遠隔地の従業員が発言することも可とします。なお、そのための設備は提案者が用意してください。			
質 疑 番 号	4	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ	5	図 面 番 号	
質 疑 内 容			
仕様書の財務会計のデータ移行対象について、予算の積算と査定データは、弊社システムへの取り込みができないため、移行できません。そのため、積算と査定を除いたデータ移行の実施でよろしいでしょうか。			
回 答			
令和9年度当初予算の積算データ・査定データについては、提案いただくシステムに必ず搭載してください。機械的な取り込みに限定するものではないため、パンチ入力などの方法を用いることも可能です。 令和10年度当初予算要求に、令和9年度当初予算要求時の積算根拠や査定結果のデータを用いことが出来るようにしてください。			
質 疑 番 号	5	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ	3	図 面 番 号	
質 疑 内 容			
給与計算-例月・賞与計算機能のシステム化の業務範囲で、「年末調整時の申告書の収集」とありますが、こちらは、各職員様からパソコン、スマートフォンなどで、年末調整申告書に必要な情報を入力して頂き、電子データとして情報収集し、給与システムへ連携させる認識でよいでしょうか。			
回 答			
その認識のとおりであり、国税庁が示す様式に準拠していることを想定しています。 また質疑いただいているとおり給与システムへの連携を確実にでき、その反映が問題なくできるようにしてください。			
質 疑 番 号	6	積 算 書 ペ ー ジ	
仕 様 書 ペ ー ジ	6	図 面 番 号	
質 疑 内 容			
5.②の「令和4年度からの支払い事務は、電子決裁と紙決裁が混在することに注意すること。」との記述は、 ・電子決裁の承認者 ・電子決裁の承認フロー ・電子決裁の添付伝票 を移行してほしいとの意図でよろしいでしょうか。			
回 答			
ご質問の内容については、当市の事務処理が電子と紙を併用した状況にあることをお示しするものです。ご認識のとおり、電子決裁で事務処理を行ったデータを移行する提案は、当市の業務効率、経費削減に寄与するものとして、採点に反映いたします。			